

議 案 第 7 号

松戸市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

松戸市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成28年6月10日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

松戸市公設地方卸売市場北部市場の施設の老朽化及び同市場を取り巻く環境の変化等により、市場の存続が困難な状況となったことから、同市場を廃止するため。

## 松戸市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

松戸市公設地方卸売市場業務条例（昭和58年松戸市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条の表松戸市公設地方卸売市場北部市場の項を削る。

第3条第1項中「松戸市公設地方卸売市場北部市場（以下「北部市場」という。）及び」を削り、同項の表を次のように改める。

取扱品目の部類	取扱品目
青果部	野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定める食料品

第3条第2項を削る。

第6条中「次に掲げるとおり」を「1」に改め、同条の表を削る。

第8条第1項中「次に掲げる金額」を「120万円以上1,600万円以下」に改め、同項の表を削る。

第17条中「次に掲げるとおり」を「22」に改め、同条の表を削る。

第18条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項を同条第3項とする。

第21条第1項中「第18条第4項第1号」を「第18条第3項第1号」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第24条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項を同条第3項とする。

第26条中「第24条第4項第1号」を「第24条第3項第1号」に、「一に」を「いずれかに」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第59条関係）

施設の名称	使用料の額（月額）
卸売場	卸売金額（消費税相当額を含まない額とする。）に1,000分の3.5の範囲内において規則で定める割合を乗じて得た額及び1平方メートルにつき160円とする。
仲卸売場	1平方メートルにつき4,091円とする。

備考

- 1 この表の卸売金額に応じた使用料の額及び売場面積に応じた使用料の単価に当該売場面積を乗じて得た額のそれぞれに100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 2 仲卸売場の面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルとして計算する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の松戸市公設地方卸売市場業務条例（以下「改正前の条例」という。）第18条第1項の規定による許可を受けて松戸市公設地方卸売市場北部市場に係る仲卸しの業務を行っていた者で、改正前の条例第23条の規定による事業内容の報告の期限が施行日以後となるものは、同条の規定の例により、事業内容を市長に報告しなければならない。